第1章 基本的事項

第1節 策定の趣旨

広島県では、県民、事業者、行政等の各主体が総合的に温室効果ガスの削減対策に取り組むためのマスタープランとして、平成16(2004)年3月に「広島県地球温暖化防止地域計画」を策定しました。その後、計画の期間が終了すること等を背景として、平成23(2011)年3月に「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」(以下「2次計画」といいます。)を策定しました。

この2次計画の期間が終了することや、パリ協定採択後、国により地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策計画」が策定され、令和12 (2030) 年度の温室効果ガス削減目標を平成25 (2013) 年度比で26%減とする新たな目標と取組内容が示されたほか、気候変動適応法の制定により、都道府県及び市町村は地域気候変動適応計画の策定に努めるものとされたこと等を背景として、令和3 (2021) 年3月に「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」(以下、「3次計画」といいます。)を策定しました。

その後、国において、令和3 (2021) 年4月に「2030 年度において、2013 年度から46%削減、更に50%の高みに向けて挑戦」とする決意表明がなされ、同年10月に実現に向けた改定「地球温暖化対策計画」等が閣議決定され、取組が加速している。また、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)においては、パリ協定が目指す1.5℃目標達成に向けた取組の加速が求められているところです。

こうした変化に適切に対応し、県民、事業者、行政等の各主体が一体となり、温室効果ガスの削減対策を強力に推進していくため、計画を改定します。

第2節 計画の位置付け

- ○地球温暖化対策推進法第21条第3項において策定が義務付けられている,地域の自然的社会 的条件に応じて温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画で ある「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に位置付けます。
- ○気候変動適応法第12条において策定するよう努めるものとされている,地域の自然的経済的社会 的状況に応じた気候変動に関する計画である「地域気候変動適応計画」に位置付けます。
- ○広島県環境基本条例⁶に基づいて、環境の保全に関する施策の基本的事項等を定めた広島県環境 基本計画の下位計画として、基本計画における施策体系の一つ「ネット・ゼロカーボン社会¹⁷の 実現に向けた地球温暖化対策の推進」を進めるための個別計画として位置付けます。
- ○なお,県の事務及び事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減に関する実行計画については,本計画とは別に「広島県地球温暖化対策実行計画」として策定しています。

¹⁶ 広島県環境基本条例:環境保全について,基本理念を定め,広島県,事業者及び県民の責務を明らかにし,環境保全に関する施策の基本事項を定め,施策を総合的,計画的に推進し,現在,将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し,人類の福祉に貢献することを目的とした条例で,平成7(1995)年に制定された。

¹⁷ ネット・ゼロカーボン社会:二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と,再利用等による除去量とが均衡した,温室効果ガス排出実質ゼロの社会。

図表 1-1 計画の位置付け 広島県 玉 広島県 安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン 環境基本条例 環境基本法 推進 [分野別計画] 方向性 環境基本計画 策定根拠 広島県環境基本計画 法定計画 (事務事業) [個別計画] 地球温暖化対策推進法 広島県地球温暖化 法定計画 地球温暖化対策計画 対策実行計画 広島県地球温暖化 (区域施策) 防止地域計画 (気候変動適応法に 任意計画 気候変動適応法 基づく県計画)

第3節 計画期間

気候変動適応計画

国は、パリ協定及び地球温暖化対策計画において、中期目標の目標年度を令和 12(2030) 年度に設定しています。

本計画は、これに合わせ、計画期間を3次計画の残期間である令和5 (2023) 年度から令和12 (2030) 年度までの8年間とします。

国においては毎年1回,地球温暖化対策推進本部又は地球温暖化対策推進本部幹事会に おいて,すべての対策評価指標等について,点検の前年度等の実績値を明らかにするとと に,進捗状況を点検し,充実強化を図るとされています。

今後、この検討を踏まえ、本県として必要な施策の追加等を検討していきます。

<参考>

○地球温暖化対策計画(令和3(2021)年10月閣議決定)

【中期目標】 令和 12 (2030) 年度に 2013 (平成 25) 年度比で 46%減, さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく

【長期的目標】 令和 32 (2050) 年カーボンニュートラル

第4節 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で削減の対象とされている 次の7種類とします。

図表 1-2 7種類の温室効果ガス,地球温暖化係数18と特徴

名称	地球温暖化係数	特徵
		No. 10
一二酸化炭素(CO ₂)	1	代表的な温室効果ガスです。主に石油・石炭
		などの化石燃料の燃焼により発生します。
メタン (CH ₄)	25	稲作,家畜の腸内発酵,廃棄物の埋め立てな
		どから発生します。
一酸化二窒素 (N ₂ 0)	298	化学製品の製造過程や燃料の燃焼などより発
		生します。
ハイドロフルオロカ	1, 430	代替フロン類19として、冷凍・冷蔵機器の冷媒
ーボン類 (HFCs)	(HFC-134a)	や,断熱材の発泡剤等に使用されています。
パーフルオロカーボ	7, 390	代替フロン類として、主に半導体の製造工程
ン類 (PFCs)	(PFC-14)	(洗浄剤)で使用されています。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	22, 800	半導体の製造工程や電気絶縁ガスとして使用
		されています。
三フッ化窒素(NF ₃)	17, 200	半導体の製造工程で使用されています。

¹⁸ 地球温暖化係数:各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を,二酸化炭素 (CO₂) の当該効果に対する比で表したもの。

¹⁹ フロン類: 炭化水素にフッ素が結合した化合物 (フルオロカーボン)。CFC (クロロフルオロカーボン) と HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) はオゾン層破壊物質。HFC (ハイドロフルオロカーボン) は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出 抑制法では、オゾン層保護法に規定された CFC 及び HCFC 並びに地球温暖化対策推進法に規定された HFC を対象として、規制を行っている。